

土壌汚染対策法の成立—典型7公害への制度完備—

土壌汚染問題の重要性は、1972年の公害対策基本法制定時点から明確に意識されていました。他の環境問題(例えば、大気汚染や水質汚濁に代表される典型7公害や地球環境の問題)に関して次々に対策の制度が発足するのに比し、土壌汚染についてはこれまで、環境基準が設定され、農用地の対策法が施行されるに止まっていた。

一方で、毎年かなりの数で見られる土壌汚染やこれに起因するとみられる地下水汚染の具体的な対策の法的な拠り所が求められていました。

土壌汚染対策法はこうした社会的背景のもと、本年1月の中央環境審議会の答申を踏まえて、2月15日に法案が第154国会に提出され、5月22日に成立したものです。これによって典型7公害については対策の制度がすべて整いました。

法律の概要は次の通りです。

①土壌汚染は、汚染土壌の直接摂取及び汚染された地下水の飲用等により人の健康に影響を及ぼすおそれのあることから、汚染状況の把握のための措置及び健康被害の防止措置が具体的に定められた。

②土壌汚染状況調査は、工場または事業場の跡地(水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設)、都道府県知事が汚染のおそれがあると認めた土地に対して実施される。

③基準に適合しない土地については指定区域とし台帳を公開。

④健康被害の防止策については、利用形態に応じて土地への立ち入り制限・覆土・舗装、封じ込め、浄化等の措置が定められた。

⑤土壌汚染の調査に当たる者は、環境大臣が指定する調査機関であることが規定された。

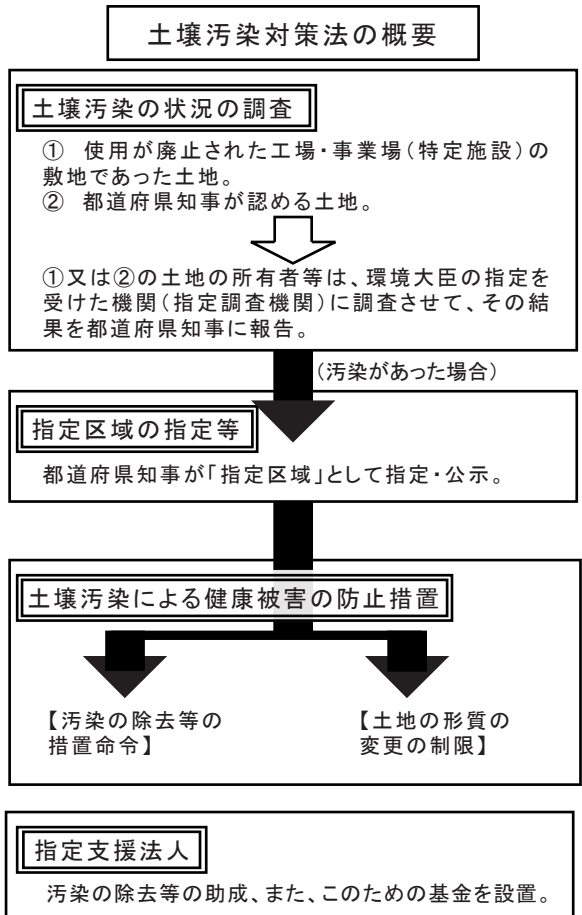
⑥汚染の除去や調査の助言に当たる法人が指定され、ここに基金が設置される旨の規定も盛り込まれた。

こうした一連の規定を受け、当社では、土壌のサンプリングから分析までを一貫して実施する体制の整備に着

手し、本年7月には土壌汚染対策室を設置します。

土壌の基準は制度スタート時点において、土壌の環境基準(健康項目:浸出の基準)に相当するものと、土壌中の含有量基準として水銀、砒素等の4項目が設定されスタートしようとしています。

当社は、高度な分析技術を利用して汚染把握の業務を着実に前進させるとともに、土壌汚染問題の解決に寄与する環境コンサルタントとして成長していきたいと願っています。



土壌ガス調査風景